「遊興施設法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

遊興施設法

[仏暦二五〇九年遊興施設法を仏暦二五二一年遊興施設法(第二版)、仏暦二五二五年遊興施設法(第三版)、仏暦二五四六年遊興施設法(第四版)による改定増補を織り込んで訳出]

前文省略

第一条

本法令を「仏暦二五〇九年遊興施設法令(プララーチャバンヤット・サターン・ボリカーン)」と呼ぶ。

第一条

本法令はプラナコン県及びトンブリ県については官報告示日の翌日から施行し、その他の地域については勅令制定時より施行する。

[注/プラナコン県及びトンブリ県は現在のバンコク都]

第三条

本法令において、

「遊興施設(サターン・ボリカーン)」とは、以下の商業上の利益追及によりサービスを提供するために設立された場所を意味する。

- (一)相伴サービス提供者のいる種類の、及び相伴サービス者のいない種類の常設のダンス場、 輪舞場もしくはロンゲン場。
- [注/ロンゲンは回教徒の踊り。男女一組ずつ踊る]
- (二)客に相伴して奉仕する者がいる、販売及びサービスする料理、酒、茶もしくはその他の飲料のある場所。
- (三)客にサービスする者のいる浴場、マッサージ場、もしくはサウナ。ただし以下を除く。
- (a) 医療業務従事法に基づくタイ・マッサージ種のタイ方医療従事者として登録し、許可書を得たサービス提供者、もしくは当該法令に基づきタイ・マッサージ種のタイ方医療従事者として登録、許可書を得なくてもよいサービス提供者、あるいは医療施設法に基づく医療施設。
- (b)内務大臣の承認を得て保健省が布告規定した健康もしくは美容のための施設。この場合、内務大臣の承認を得て保健省が布告規定した標準に従った施設、サービス、サービス提供者の形態を有していなければならない。当該布告はその標準に従っているとの保証のための検査の原則及び方法を定めることができる。もしくは、
 - (c)省令で定めたその他の施設。
 - (四)以下のいずれかの形態を有する販売及びサービスする料理、酒、茶もしくはその他の飲料のある場所。
- (a) 娯楽のための楽曲、演奏、もしくはその他のパフォーマンスを有し、歌手、演者、またはその他の従業員が客と相席することを承諾または放置する。
- (b)客と歌をうたうサービス提供者を置き、もしくはその他の従業員が客と相席することを承諾または放置する、客に楽曲を構成する歌唱設備を提供する。
- (c)ステージでのダンス、もしくは料理または飲み物のテーブル周辺でのダンスがある、もしくはダンスを許諾する、あるいはダンスパフォーマンスを用意する。
 - (d)省令で定めたところに基づく場所の形態、光と音の用意、もしくはその他の設備がある。
 - (五)二四時以降に終業する、娯楽のための演奏もしくはその他のパフォーマンスを用意した料理、酒、またはその他の飲料を販売する場所。
 - (六)省令で定めたところに基づくその他の場所。

「麻薬に係る犯罪(クワームピッド・キヤオカップ・ヤーセープティッド)」とは、麻薬法、向精神剤法、揮発剤使用防止法、及び麻薬に係る違法行為者取締基準法に基づく犯罪を意味する。

「係官(パナックガーンヂャオナーティー)」とは、バンコク都については首都警察司令官を、他の県については県知事を意味する。

第四条

係官から許可書を得ずに遊興施設を設けることを禁じる。

許可審査に当たって係官は遊興施設開設許可申請者の犯罪歴を考慮する。

第一段に基づ〈許可申請及び許可の原則及び方法、第二段に基づ〈遊興施設開設申請者の犯罪歴に係る原則、許可書の延長申請とその許可は省令で定めたところに従う。

第五条

公序維持のため、第四条に基づく遊興施設開設の許可もしくは不許可のためにいずれかの地区において限られた周囲を有する区域を定めることが相当と判断した時、内務大臣は勅令制定によってこれをなすことができる。

第六条

第四条に基づき遊興施設開設許可を申請する者は、以下の資格がなければならない。

- (一)満二十歳以上である。
- (二)悪品行もしくは不道徳な者ではない。
- (二)事業を営むに適当でない精神異常者、精神耗弱者でない。
- (三)社会が忌避する感染症、慢性アルコール中毒、もしくは重罰の麻薬中毒患者でない。
- (四)刑法典に基づく性犯罪、婦人及び少女売買法、猥褻物流布·取引防止法、もしくは売春防止法に基づく犯罪で罰せられた者でない。

遊興施設開設許可申請人が法人である場合、その法人の代表が前段の内容に基づ〈資格を有していなければならない。

第七条

第四条に基づき遊興施設開設許可を求める建物、もしくは場所は以下の条件を満たしていなければならない。

- (一)寺院、宗教儀式所、学校もしくは教育施設、病院、夜間に患者を受け入れている医療施設、 青少年クラブ、もしくは宿泊寮法に基づ〈寮に、当該場所に迷惑が生じると判断できる距離 で近接していない。
- (二)近隣の居住者に迷惑が生じる住宅地内にない。
- (三)換気方法がある。

第八条

第四条に基づき遊興施設開設を申請する建物もしくは場所が他者のものであるときは、遊興施設開設許可申請の段階で、許可申請人はその建物もしくは場所の所有者の承諾書がなければならない。

第九条

遊興施設開設許可申請書を受理した時、係官は九〇日以内に審査、命令する。

第一〇条

遊興施設開設許可書は許可書が発行された年の一二月三一日まで有効とする。

許可書の延長を望む許可書取得者は、許可書の期限切れ前に延長申請書を提出しなければならない。当該申請書を提出した時、係官が延長許可しない命令を出すまで営業を続けることができる。

第一一条

係官が許可書を発行しない、もしくは許可書を延長しない場合、バンコクでの遊興施設であれば 許可申請人もしくは許可書延長申請人は警察局長に不服を申し立てる権利を有し、他県であれ ば内務省事務次官に不服を申し立てる権利を有する。不服申立は不許可もしくは許可書延長し ない旨の係官の通知書を受け取った日から三〇日以内にこれをなす。

警察局長もしくは内務省事務次官の決定は最終的なものとする。

第一段の内容に基づ〈係官の通知書には許可書を発行しない、もし〈は許可書を延長しない事由を示さなければならない。

[注/警察局長は現在の警察庁長官]

第一二条

遊興施設開設許可書が紛失した、もしくは重要部分が損壊した場合、遊興施設開設許可書取得者は紛失または損壊を知った日から一五日以内に許可書の代用書の発行申請書を提出する。

第一三条

遊興施設開設許可書取得者は、担当官から文面で許可を得ずに、遊興施設の新設、移動、変更、改修もしくは増設をしてはならない。

第一四条

遊興施設開設許可取得者は遊興施設で就労させる前に従業員の履歴証(バット・プラワット)を作成する。

履歴証の中の内容に変更があった場合、遊興施設開設許可取得者は変更のあった日から七日以内にその変更を届け出る。

履歴証の作成、保管、変更届出は省令で定めた原則及び方法に従う。

履歴証の作成では、従業員に損害を及ぼすような形で職務を示してはならない。

第一五条

遊興施設において保管している履歴証が紛失、もしくは重要部分が損壊した場合、遊興施設開設許可取得者はその紛失、損壊した日から七日以内に新しい履歴証を作成しなければならない。 このとき第一四条第一段の内容を準用する。

第一六条

遊興施設開設許可取得者が以下の行為をなすことを禁じる。

- (一)満一八歳未満の者を遊興施設内で働かせる。
- (二)錯乱状態もしくは意識朦朧状態の酩酊者が営業時間内に遊興施設内に入る、または滞在 することを承諾あるいは放置する。
- (三)錯乱状態もしくは意識朦朧状態の酩酊者に酒類を販売する。
- (四)遊興施設の守衛職務のない者が遊興施設内に寝泊りすることを承諾もしくは放置する。
- (五)遊興施設内で麻薬に係る違法行為があることを承諾もしくは放置する。
- (六)制服を着用した担当官が法律に基づく公務遂行のために持ち込む場合を除き、遊興施設内に武器を持ち込むことを承諾もしくは放置する。

第一六 / 一条

遊興施設開設許可取得者は、その遊興施設で働いていない満二〇歳以下の者が営業時間中 に遊興施設内に立ち入ることを承諾もしくは放置してはならない。

第一段に従った行動のために遊興施設開設許可取得者は、遊興施設に入る者の写真があり、かつ年齢が示された公的書類を調べる。

遊興施設に入ろうとする者が公的書類を調べることを承諾しないで、もしくは公的書類を所持しておらず、遊興施設内に入った場合、遊興施設開設許可取得者は直ちに担当官に通知する。ここ

に通知を受ける担当官、通知の原則及び方法、通知の受理は内務省が布告規定したところに従う。

第二段もし〈は第三段に基づ〈手続きにおいて遊興施設開設許可取得者は遊興施設の従業員を代行者に委任することもできる。

第一六 / 二条

制服を着用した担当官が法律に基づく公務遂行のために持ち込む場合を除き、いずれかの者が遊興施設内に武器を持ち込むことを禁じる。

第一六条 / 三条

錯乱状態もしくは意識朦朧状態の酩酊者が営業時間内に遊興施設内に入る、もしくは滞在している、遊興施設内で麻薬に係る違法行為がある、あるいは第一六条/二条への違反があることを遊興施設開設許可取得者が見つけた、もしくはそうであると信じられる相当の事由がある場合、直ちに担当官に通知する。ここに通知を受ける担当官、通知の原則及び方法、通知の受理は内務省が布告規定したところに従う。

第一段に基づ〈通知において遊興施設開設許可取得者は遊興施設の従業員を代行者に委任することもできる。

第一七条

遊興施設の開店閉店時間、秩序性、清潔性もしくは利便性のための施設内外の整備、電球使用、あるいは遊興施設内での従業員のID番号の付帯は省令で定めたところに従う。

第一八条

第三条(一)に基づき遊興施設開設許可を得た者は、酒類、茶飲料、もしくはその他の飲料を販売できる、あるいは音楽演奏もしくはその他の娯楽のためのパフォーマンスを提供することができる。

第一九条

娯楽のためのパフォーマンス提供において、遊興施設開設許可取得者はパフォーマンスが猥褻もしくは不道徳なものにならないようにし、猛獣が観客に危害を及ぼすような形態でパフォーマンスに参加させないようにする義務を有する。

第二〇条

遊興施設開設許可取得者が第一九条に違反した時、それがバンコク都内であれば主任(サーラワット)以上の所轄署警察官、他県であれば郡長以上がそのパフォーマンスの中止を命じる権限を有する。

第二一条

遊興施設開設許可取得者が資格を欠いた場合、もしくは遊興施設が公序良俗に反する営業をした、あるいは遊興施設内で麻薬に係る違法行為のために集会がある、または麻薬に係る違法行為があることを承諾もしくは放置した時、あるいは本法令の規定、もしくは本法令に基づき制定された省令に従わずに、または違反して営業した時、係官は違反行為の重大さを考慮して許可書を延長しない、もしくは許可書の使用禁止を命じる、あるいは許可書の取消を命じる権限を有する。許可書使用停止命令は以下のように命じる。

- (一)第一四条、第一五条、第一六条(二)もしくは(三)、あるいは第一七条に基づく省令の遊興施設の営業時間規定外の部分のみ従わなかった、または違反した遊興施設の営業である場合、一回につき三〇日以内の停止を命じる。
- (二)遊興施設が公序良俗に反する営業をした、あるいは遊興施設内で麻薬に係る違法行為の ために集会がある、または麻薬に係る違法行為があることを承諾もしくは放置した時、ある

いは本法令の規定、もしくは本法令に基づき制定された省令に従わずに、または違反して営業した時、あるいは第一三条、第一六条(一)(四)(五)もしくは(六)、第一六/一条第一段、第一六/二条、第一九条、あるいは第一七条に基づく省令の遊興施設の営業時間規定の部分のみ従わなかった、または違反した遊興施設の営業である場合、一回につき九〇日以内の停止を命じる。

係官が許可書延長、許可書使用停止、許可書取消を命じる、もしくは命じないケースの審査にあたっての原則、及び許可書使用停止期間の決定の原則は内務省が布告規定したところに従う。 遊興施設開設許可取得者が第二二条に基づ〈許可書使用停止命令または取消命令に不服を申し立てた場合、それが第二段(一)に基づ〈事由での不服であれば、その許可書使用禁止または取消命令の執行猶予となり、第二段(二)に基づ〈事由またはその他の事由での不服であれば命令者である係官がその許可書使用停止または取消命令の執行を猶予するか命じる権限を有するが、その命令は執行猶予申請を受理した日から七日以内でなければならない。当該期間が過ぎても係官が命じない場合はその許可書使用停止または取消命令の執行猶予があるものとみなす。

許可書使用停止命令への不服の期間は、不服申立を審査権限を有する機関が申立を受理した日から一五日以内に審査権限者が審査を終える。許可書使用停止命令以外の命令に対する不服申立であれば、その期間は行政執行法に従う。

第二二条

係官が許可書使用停止もしくは取消を命じた場合、バンコク都内の遊興施設開設許可取得者であれば警察局長[注/現在は警察庁長官]に、他県の遊興施設開設許可取得者であれば内務省事務次官に不服を申し立てる権利を有する。不服申立は係官の許可書使用停止または取消命令を通知する文書を受け取った日から一五日以内にこれをなす。

警察局長もしくは内務省事務次官の決定は最終的なものとする。

第一二名

許可書が取り消された日から九〇日が過ぎるまでは、いずれの者であっても同一地に遊興施設を開設するための許可書申請書を提出することはできない。

第二四条

刑事訴訟法典に基づく行政官もしくは上級警察官[注/捜査官]が本法令への規定に従っていない、あるいは違反していると信じられる、または疑える事由がある時、その捜査官はどの時間であってもその遊興施設内に立ち入り、捜査する権限を有する。

第一段に基づく職務執行において捜査権限のある捜査官は関係者に身分証明書を提示する。

第二五条

遊興施設開設許可取得者、遊興施設の事業者、被雇用者もしくは使用人、第二四条に基づく執行において捜査官に便宜を供しうる者で、捜査官が求めた時に便宜を供しなかった者は、一ヶ月以内の禁固、または一〇〇〇バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一六条

許可を得ずに遊興施設を開設した者、もしくは許可書使用停止期間中に遊興施設事業を営業した者、あるいは許可書に示された業種と違う種類の遊興施設事業を営業した者は、一年以下の禁固、または六万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第二七条

遊興施設開設許可を受けた者で、第一二条、第一四条、第一五条、第一六条(一)(二)(三)または(四)、第一六/一条第一段、あるいは第一七条に基づく省令に違反した、もしくは従わなかった者は、五万バーツ以下の罰金に処する。

第二八条

遊興施設開設許可を受けた者で、第一三条もしくは第一六条(五)または(六)に違反した者は、 六万バーツ以下の罰金に処する。

第二八 / 一条

遊興施設開設許可を受けた者で、第一六 / 一条第二段もし〈は第三段、あるいは第一六 / 三条に従わなかった者は、五万バーツ以下の罰金に処する。

第一六 / 一条第三段に基づ〈公的書類を所持せずに、もし〈はその検査に応じずに遊興施設に入った者は、五〇〇〇バーツ以下の罰金に処する。

第二八 / 二条

第一六/二条に違反して遊興施設に武器を持ち込んだ者は、六ヶ月以内の禁固、または一万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一段に基づ〈武器が銃である場合、違反者は一年から五年の禁固、または二万バーツから一〇万バーツの罰金、あるいはその併科に処する。

第一段に基づ〈武器が爆発物もし〈は兵器である場合、違反者は二年から一〇年の禁固、または四万バーツから四〇万バーツの罰金、あるいはその併科に処する。

第一段、第二段、第三段に基づき裁判所が有罪判決を下した場合、裁判所はその武器の没収を命じる権限を有する。

第二八 / 三条

遊興施設開設許可取得者で、第一九条に従わない者、もしくは遊興施設内の娯楽として猥褻または不道徳なパフォーマンスをさせた者は、三年以下の禁固、または六万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第二八/四条

本法令に基づ〈違法行為者が法人である場合、その法人の取締役、または業務責任者がその 違法行為について規定された罰則を受けなければならない。ただし自己がその違法行為に関与 していないことを証明できるときはその限りではない。

第二九条

本法令がいずれかの地域で施行された時、本法令の施行日前に第三条(一)(二)または(三)に基づき遊興施設を開設していた者は、本法令がその地域で施行された日から三〇日以内に第一四条に規定されたところに従い履歴証を作成し、その手数料を支払って遊興施設の開設許可書を申請した時に営業を継続することができる。

本法令の施行日前に第三条(四)に基づき遊興施設を開設した者は、その地域で本法令が施行された日から三〇日以内に第一六条及び第一七条に従う。

第三〇条

内務大臣を本法令の主務大臣とし、主務大臣は省令制定、本法令の末尾にあるレートを上回らない範囲での手数料制定、手数料免除、及び本法令に基づく執行のためのその他の規定権限を有する。

省令は官報告示をもって施行することができる。

手数料レート

(一)遊興施設開設許可書 一部五万バーツ。(二)遊興施設開設許可書の代用書 一部一〇〇〇バーツ。(三)遊興施設開設許可書の期限延長 一回一万バーツ

手数料を定める省令の制定において、遊興施設の形態、規模または種類を考慮して異なる手数料を定めることもできる。

(おわり)